

令和 8-10 年度神戸市国民健康保険と福祉医療費助成制度の診療報酬明細書点検等業務
および神戸市国民健康保険における医療費適正化専門員の派遣業務
公募型プロポーザル実施要領

1 案件名称

- ・令和 8-10 年度 神戸市国民健康保険と福祉医療費助成制度の診療報酬明細書点検等業務委託
- ・神戸市国民健康保険における医療費適正化専門員の派遣業務

2 事業目的と概要

神戸市国民健康保険および福祉医療助成制度の診療報酬明細書等の資格・内容点検等を実施する。また、医療費適正化専門員を配置し、点検効果の分析や点検員の資質向上のための業務などを遂行し、医療費の適正化を図る。

3 業務の内容に関する事項

【令和 8-10 年度 神戸市国民健康保険と福祉医療費助成制度の診療報酬明細書点検等業務】

(1) 業務内容

別紙「令和 8-10 年度 神戸市国民健康保険と福祉医療費助成制度の診療報酬明細書点検等業務仕様書」のとおり

(2) 事業規模（契約上限額）

各年度 金 46,000 千円（消費税含む）

(3) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年契約）

(4) 履行場所

神戸市役所福祉局国保年金医療課

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

【神戸市国民健康保険における医療費適正化専門員の派遣業務】

(1) 業務内容

別紙「神戸市国民健康保険における医療費適正化専門員の派遣業務仕様書」のとおり

(2) 事業規模（契約上限額）

各年度 金 5,200 千円（消費税含む）

(3) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（年度更新）

(4) 履行場所

神戸市役所福祉局国保年金医療課

4 契約に関する事項

（1）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（2）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

（3）契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

（4）契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

（5）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

5 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- （2）経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- （3）参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- （4）神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- （5）プライバシーマークの使用を許諾されていること。
- （6）仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

6 スケジュール

公募開始	令和8年1月14日（水）
参加申請関係書類の提出・質問受付期限	令和8年1月30日（金）
質問に対する回答 選定委員会の日程決定連絡	令和8年2月2日（月）～2月10日（火）
企画提案書の提出期限	令和8年2月27日（金）
選定委員会の実施	令和8年3月13日（金）・16日（月）
選定結果通知	令和8年3月18日（水）
契約締結・事業開始	令和8年4月1日（水）
事業完了	令和11年3月31日（土）

7 応募手続き等に関する事項

（1）参加申請手続き

ア 受付期間

令和8年1月14日から令和8年1月30日17時30分（必着）まで

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 9時～17時

イ 提出書類

- ① プロポーザル参加申請書兼誓約書 様式1
- ② 法人登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行されたもの）
- ③ 代表者印鑑登録証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）
- ④ 委任状（代表者以外の者が申請する場合のみ）任意様式
- ⑤ 国税の納税証明書（同証明書「その3の3」〔法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明〕）
- ⑥ プライバシーマーク登録証写し
- ⑦ 共同企業体での参加を希望する場合は、共同企業体結成届出書 様式4

※共同企業体で参加する場合は、⑦を作成のうえ、①④の書類は代表事業者について、②③⑤⑥の書類は構成事業者すべてについて提出すること。

※同一の事業者及びその関連事業者（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社、並びに一方の事業者の代表権を有する者が他方の事業者の代表権を有する者を現に兼ねている関係にある事業者をいう。以下同じ。）が複数の提案をすることは認められない。

※②⑤の書類は、神戸市入札参加資格の登録をしている場合は不要。

ウ 提出部数

1部

エ 提出場所

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館4階
神戸市福祉局国保年金医療課

オ 提出方法

持参または郵送で行うこと。電子メールによる提出は受け付けない。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和8年1月14日（水）から令和8年1月30日（金）17時30分まで

イ 提出方法

電子メールにより提出すること（e-mail：kokuho_kakari@city.kobe.lg.jp）

※メールタイトルを「【質問_R8 レセプト点検プロポーザル】」とすること。

ウ 回答

回答参加者全者に対して、令和8年2月10日（火）までに電子メールにより回答する。

(3) 参加資格の選定及び通知

提出書類により参加資格を選定した結果、プロポーザル参加資格を認めなかった申請者にのみ、理由を付して令和8年2月10日（火）までに書面により通知する。

(4) 参加の辞退

参加を辞退する場合は、理由を付して参加辞退届 **様式5**を提出すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和8年1月14日（水）～令和8年2月27日（金）17時30分

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 9時～17時

(2) 提出書類

① 企画提案書提出届 **様式2**

② 企画提案書

③ 見積書 **様式3-1、3-2**

(3) 提出部数

8部（正本1部・副本7部）

(4) 提出場所

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館4階

神戸市福祉局国保年金医療課

(5) 提出方法

持参または郵送で行うこと。電子メールによる提出は受け付けない。

(6) 留意事項

提出書類は、以下の事項に留意して作成すること。

ア 社名等は提出書類の正本にのみ記載すること。

提出書類の副本には社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

イ 上記（2）②の企画提案書

・仕様書の内容について、【別紙「評価基準】】を参考にして、具体的に記載すること。

必須記載事項は、以下の通りとする。

①本業務に対する考え方、実施方針

②提案のセールスポイント

③本業務の実施方法、手法等

- ④設定課題に対する解決案または解決手法等
 - ⑤本業務にかかる実施体制・支援体制
 - ⑥類似業務実績（保険の加入者数等により業務の規模が分かるように記載すること。ただし、具体的な自治体名や保険者名は記載しないこと。）
 - ⑦提案見積と積算根拠
 - ・提出書類は原則として、A4版で作成し、書式は横書きとするが、用紙の縦横やカラーは問わない。
 - ・紙面の都合上A4版におさまらない場合はA3版として差し支えないが、A4版に折りたたむこと。
- ウ 上記（2）③の見積書
- ・見積書の正本には社印を押すこと。
 - ・見積項目が全て含まれていれば、様式は問わない。

9 選定に関する事項

（1）評価基準

審査は、【別紙「評価基準】に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行う。

（2）選定方法

- ア 提出された企画提案書をもとにプレゼンテーションを実施し、審査を行うものとする。
- イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ プrezentation
- （ア）開催日時 令和8年3月13日（金）・16日（月）
※具体的な実施日程は参加申請受付後に改めて通知する。
- （イ）場所 神戸市役所8階 福祉局中会議室
- （ウ）内容・方法
- エ 審査の結果、評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。
- オ 評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、選定委員の協議により決定する。

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（4）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

10 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え並びに期限後の提出は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ このプロポーザルによる契約は、神戸市の令和8年度予算成立を前提とし、令和8年4月1日付で行うものとする。また、当該業務の仕様の確定についても同様とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市福祉局国保年金医療課

電話番号 078-322-6278

Eメール kokuho_kakari@city.kobe.lg.jp

評価基準

別紙

《採点方法》

以下の項目ごとに評価し、それぞれの点数を合計して 200 点満点で総合評価して、最高得点者を選定する。

審査項目	配点
ア 仕様書適合状況	45
・各事業内容を十分理解し、仕様書の内容を満たしているか。	
《配点内訳》 内容点検業務	15 点
資格点検業務（並べ替え業務を含む）	15 点
医療費適正化専門員の派遣	15 点
イ 提案内容の具体性・実現可能性	45
・提案内容業務を進めるにあたり、実現困難な内容になっていないか。また、実現するための手法等も示されているか。	
《配点内訳》 内容点検業務	15 点
資格点検業務（並べ替え業務を含む）	15 点
医療費適正化専門員の派遣	15 点
ウ 提案内容の独自性	40
・提案内容に独自の工夫や独創的なアイデアが盛り込まれているか。	
《配点内訳》 内容点検業務	20 点
資格点検業務	20 点
エ 業務執行体制	20
・提案内容業務を進めるにあたり、妥当な体制となっているか。	
また、業務スケジュールを具体的に提示し、事業を滞りなく実施できるか。	
《配点内訳》 実施体制	10 点
業務スケジュール	10 点
オ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策	20
・個人情報の取扱について、従事者に対する指導研修が十分に実施されているか。また、管理責任体制等が整備されており、物理的な対策を含めた適正な取扱いが可能か。	
《配点内訳》 従事者に対する指導研修	5 点
管理責任体制	5 点
物理的な対策・適正運用	10 点
カ 見積金額の妥当性	10
・見積金額が妥当なものであるか。	
キ 市内加算	20
・神戸市内の業者であるか。	
《配点内訳》 本社が市内	20 点
本社は市外だが、支店が市内にある	10 点
本社・支社ともに市外	0 点
合計	200

